

定 款

(令和4年3月30日現在)



株式会社日本抵抗器製作所

第1章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社日本抵抗器製作所と称し、英文では
(JAPAN RESISTOR MFG. CO., LTD.) と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1. 電気抵抗器及び電気機械器具の製造加工並びに販売。
2. 前号に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を富山県南砺市におく。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、200万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社が発行する株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買い取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 10 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項並びに本定款に別段の定めあるものの他、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に臨時招集する。

(総会開催場所)

第 12 条 当社の株主総会は、本店所在地又は東京都において開催することができるものとする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

- 第21条 取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役社長は、会社を代表する。

- 2 また必要に応じ、取締役会の決議によって前項に加えてさらに代表取締役を選定することができ、各々会社を代表するものとする。

(役付取締役)

第23条 取締役は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、又必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数によってこれをなす。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規定)

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほかは取締役会において定める取締役会規定による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第28条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までの時とする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役会の権限)

- 第32条 監査役会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。
- 2 前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。

(監査役会の招集)

- 第33条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

- 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規定)

- 第35条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に関するもののほかは監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役の報酬等)

- 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から、12月31日までとする。

(期末配当)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第43条 当社は取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第 1 条 定款第 1 4 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 1 4 条 (電子提供措置等) の新設は、令和 4 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和 4 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 1 4 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。
 - 3 本条の規定は、令和 4 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。